

発行所(郵便番号100)  
東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸の内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (212) 4007-1447  
編集責任者 高須裕三  
印刷所 関東図書株式会社  
定価100円(年間購読料千円)  
1973年3月25日発行  
第5巻 第3号  
(毎月1回25日発行)  
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 5 No. 3

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

## 社会福祉に対する政府の役割

—日本とスウェーデンとの比較研究— [2]

The Role of Public Authority for Social welfare,  
—Comparative Study between Japan and Sweden

立正女子大学教授 菊池幸子  
Prof. Sachiko Kikuchi

### 3. 福祉政策の原理とサービスの実際

われわれの描いた「理想的な福祉社会」における福祉政策の原理は、論文の[1]でのべたように人間生活の面に表現されている。すなわちその項目を再び繰返えすとつぎのようになる。

(1) すべての人びとの最低生活が、政府の財源によって保障されている。

(2) 年金手当等の社会的政治的基準は、同じ生活状況のすべての人が平等に利用できるようになっている。

(3) ノーマルな人とハンディキャップのある人および老人と若ものとの間の世代間の連帯意識があり、両者は社会秩序の維持および道徳の面で協力的であるばかりでなく、つねに高等な文化および教育を志向する意欲にもえ、そのうえコミュニティの建設発展、ないしは改革のために絶えず努力を続ける。

さて日本とスウェーデンとにおける人間生活の状況が以上の条件を充しているかどうかについて分析するまえに、両国における福祉行政に関する組織機構について比較を行なってみよう。

スウェーデンにおける福祉サービスに対する行政機構は、表1に示すとおりである。中央政府としては厚生省が主管することは、日本と同じであるが、全国土の行政組織は、国家レベル(N)，州レベル(R)，地域レベル(L)の三段階に明

確に区分されていて、地域レベルから国家レベルまで一連の関係にあることが表1によって理解することができる。表1は厚生省のなかの保健福祉局の管轄の行政組織を拡大したものであるが、これと州政府の保健福祉局と市町村行政体の社会局で行なう福祉サービス事業とは表裏一体の関係にある。すなわち州政府の保健福祉局は、保健、福祉、教育の三課からなり、各種の病院、長期療養所および職業学校特殊教育などのように、比較的広域な範囲の住民を対象とするサービスを扱っている。いっぽう市町村行政体の社会局では、直接日常の市民生活にサービスを必要とする各種の社会福祉施設の管理運営を行なっている。市町村レベルでは管内に各地区別の出張所をもって、市民サービスを直接行なっているが、州政府の監督署が、各施設運営の統制を行なっているのは特色的である。社会福祉施設のほとんどは公営であるが、コミュニティの最小単位ではボランティアの福祉活動も、全然ないわけではない。

スウェーデンの行政機構のなかには、市民の意見を下位の行政体に取りあげて上位の行政体に具申し、中央政府にまでアピールできるオムブズマン(Ombudsman)とよばれる組織もっているが、福祉サービスに関しても、同じ方法で、一市民の希望、意見ないしコミュニティのレベルの行政体の福祉サービスに関するプランを、州政府の関係課を経由して中央政府の保健福祉局に上申

することができる。いかえれば、行政機構の末端に位置づく福祉施設の運営費およびプランは、地域行政体の社会局で一轄してプログラムを組み、州政府の保健社会局の管轄課を経由して中央政府の保健福祉局に提出される。すると中央政府では、各州から選出された専門の委員会に計って充分審議を重ねたうえで各州の事業計画を予算化し、予算をつけて各事業体に責任運営を委託するのである。一見中央集権化され、地方政府の自主性が軽視されるようではあるが、各専門委員会の構成メンバーは、各地域レベルから公正に選出されているため、予算化の審議の過程において充分地域レベルの意向が反映されるということである。

日本における福祉サービスに関する行政機構も、中央政府では厚生省が主管し、国家レベル、地方レベル（県単位）、市町村レベルの三段階に区分されている点では、スウェーデンと同じであるが、地方レベル以下の行政体は地方自治体をなし、国家レベルの所轄庁と必ずしも一連の組織体をなしていない。たとえ厚生省の社会局および児童家庭局と、各県の民生局ないしは市町村役所の市民課とは必ずしも密接な連らなりをもっていない。県レベル以下の地方自治体の事業予算は、一部は中央政府からの交付ないし補助金でまかなわれるが、大部分は地方独自の財政によって配分されるものである。したがって富裕県においては住民に対する福祉サービスが行き届くが、県財政の貧困な地域の住民は、充分な福祉サービスを受け得ないというアンバランスが生じやすいのである。

また日本とスウェーデンとの福祉サービスに関する基本的な相違は、前者において民間の社会福祉活動の組織が非常に発達しており、地域レベルに存在する社会福祉施設の大部分（児童福祉、保育所、老人ホーム、その他）が私営の事業体であるということである。それらのなかには特殊な宗教集団、政治団体を背景とするものもあるが、政府の行政統制の方針にとらわれず自由意志にもとづいて、運営できる点は大へん結構である。但し、利じゅんを目的としない福祉サービスのための事業体の多くは財政が逼迫し、年次ごとの運営費に事欠く有さまである。

さらに問題なのは、福祉施設職員の身分保障の欠如と、専門性の稀薄なことである。少数の公営の施設の職員を除くと、給料が安いために有能な人材が各種の福祉施設に就職したがるという

現状である。とくに、地域の社会福祉事務所には、民生委員、児童委員とよばれるボランティアのワーカーが、専門的知識のないまま、ごく小額の報酬に甘んじてソーシャルワークにたずさわっているということである。以上のような財政難、人材不足が、日本における福祉サービスの前進をはばんでいることを思えば、民間事業を主とする福祉サービスの組織は、「理想的福祉社会」の組織に近似する型とはいいがたいのである。ちなみに、スウェーデンにおける公営の福祉施設の職員は、地方公務員として専門職の待遇を受けていることをつけ加えておこう。

つぎに福祉サービスの実際についてのべるが、行政機構のなかに位置づく公営の福祉サービス事業の方が、人権の保障という福祉サービスの原理を実現しやすいものであることを最初に指摘しておこう。

たとえば、スウェーデンにおける老人対策の主眼は、「老人の独立と保障」の二本柱であって、老齢年金受給者の就労をすすめているが、老人のケアについては、つぎのような三段階の政策をすすめている。

(1)老人は扶養されるべきものでなく、若い世代のものと同じ社会環境で生きる権利をもっている。したがって生活の基本は国民年金によって保障するが、体力の許す限りは労働を続け、そのうえの収入を得るべきである。老人雇用に関しては、政府もできるだけの援助をする。

(2)労働が不可能になり、国民年金だけの収入となったとき、住宅手当の援助をし、ホームヘルパーの派見をする。しかしなお、社会生活を継続するため、できるだけ従来の家庭生活を継続するように政府は援助するのである。これは人権保障の確立をめざしてクローズドケア（収容ケア）からオープンケアに切替えた理由となっているのである。

(3)いよいよ最後の段階として自立生活ができなくなり、いわば寝たきり老人になると、養護老人ホームまたは老人病院に収容する。

政府は「年金受給年令をもって労働生命の終りと考えてはならない」とか、「年金を得てからの生活を無為に過すな」などと、老人自体の労働意欲をそそるような啓蒙活動を行なっているが、これは決して、老人を生活費を得るために働かせようとするのではなく、生きる目的を失なわないよ

うに、生きがいを持続させるために行なっているのである。

スウェーデンは日本と同様、産業革命が他のヨーロッパ先進国より約100年遅れたが、最近になって急激に産業化、都市化の進行した国である。老人の村、若ものの都市といわれるように、農村には老人が残り都市には若ものが移住するという現象が生じている。また首都ストックホルムを例にとれば、都心の古いアパートに老人が留まり、郊外のニュータウンには若い世代が移住する傾向が強くなっている。この社会現象をいち早く察知した政府では、郊外のニュータウンのなかに、各種のスタイルの老人住宅の建設を試みている。

また老人は急激な社会変化に適応しがたく、とり残され孤独を感じ、社会変化をむしろ嫌悪する傾向が強い。老人の孤独の解消するためにも、地域の行政体では、種々の政策を行なっている。たとえば、老人が自主的に地域活動ができるように、老人クラブおよび余暇活動のためのハウスが必ずコミュニティの行政体のなかに設備してあるし、老人のための旅行あっせん、会合の世話なども行なっている。

また各家庭に分散して居住する老人を、在宅のまま世話するために、ホーム・ヘルパーを派見し、足の世話、入浴、洗たく、洗髪の手伝いなども行なっている他に、調理寸前の食料品の配給なども行なっている。また大都市には老人福祉センターをつくって、職業指導、趣味の活動の場を提供し、診療施設なども附設して、在宅老人の活動の便宜をはかっている。

日本の政府が中心となって実施している老人対策においても、老人福祉センターの設立およびホーム・ヘルパーの派見とそれに関連する各種の福祉サービスが実施されつつある。しかしスウェーデンのケアとの基本的な相違は、老人の人権の保障というよりは、高齢になって体力、生活能力の衰退した老人に恵みをたれるというニュアンスが強い点である。

日本とスウェーデンとの政策原理の相違については是非は一概に論じがたいし、両国におけるサービスの実際面について、それぞれ長所、短所はあるし、サービスを受ける老人自身にも、反対意見や不満は残されている。ただひとつ深く考慮しなければならないのは、スウェーデンでは各種各様の福祉サービスを政策面から実施しているにか

かわらず、老人の孤独はなお解消されていないということである。すなわち福祉サービスについて、物質的政策の面から接近して、精神的福祉の実現に迫ることが、いかに困るものであるかという問題である。理想的福祉社会においては、すべての人間が精神的福祉が実現されているわけであるが、現実の人間社会においては、政策上の効果をあげるのは、至なんの業といわなければならない。スウェーデンでも、この面は未来への課題として、目下検討中なのである。

#### 4. 社会保障と国家予算の配分

社会福祉に対する、もうひとつの政府の重要な役割は、国家予算の配分方法である。たとえばスウェーデンでは、児童手当、老齢年金およびその他すべての福祉サービスの財源を国家予算で配分する。日本では、社会福祉費に対する国家予算の配分は、1969年を例にとると総予算の14.3%であった。そしてまた1970年度の福祉関係の予算配分の順序は、つぎのようになっていた。すなわち、(1)国民健康保険費、(2)福祉関係職員の報酬、(3)国民年金プログラム、(4)各種社会保険に対する補助費、(5)児童福祉関係の費用、(6)アンテ・T・B・プログラム、(7)精神衛生費、(8)遺族、戦没者家族の援助費、(9)老人福祉対策費となっている。われわれは、医療保障は人間社会におけるもっとも重要な福祉であるという意味で、健康保険費が第一位に位置づくことを納得する。しかし、国民老齢年金が、不拠出制の老齢福祉年金をも含んでいるにもかかわらず第三位にあり、また急速な対策を迫られている老人福祉サービスの費が第九位を占めていることについては了解しがたい。スウェーデンでは、国民基本年金は第一位を占め、児童手当は第三位に位置づいているのである。また1969年度においてはこれら両者の合計は、社会福祉総予算の46%を占めているのである。

G. N. P. に対する社会保障と税金の合計を比率化し、比較すると、スウェーデンは46%となり世界第一位の高負担高福祉の国であるが、日本は21%にすぎず十三番目となる。国家予算の配分においてもスウェーデンでは社会福祉をもっとも重視しているのに、日本では経済成長を優先的に考える。

しかし国の財源は国民の税金によってまかなわれるものであるから、スウェーデンと日本との所

得税率を比較してみると、スウェーデンの労働者は日本の労働者の2.6～3倍の賃金を得ている代りに、2～3倍以上の税金を支払わなければならない。しかしかれらは現職時代に最高度の福祉サービスを受けているばかりでなく、老後保障、医療保障などはもちろん、住居、公園、道路など生活環境の整備に到るまで、国家予算の支出によって建設されているのである。それにも抱らず、スウェーデンの若い世代の人たちは高い税率に不平不満をもらすのをしばしば聞くのである。しかし人間社会の福祉は共有の財源なくして実現できないのであるから、福祉実現のためには、ある程度の高負担はやむを得ないとしなければならない。いわばスウェーデン人の不満は最低生活の保障を受けるものの不満であり、日本人のそれは最低生活が保障されないものの不安である。いかにえれば、前者のは平等の原理の追求のうえに立った自由への志向であるが、後者のそれは、最初から自由の原理だけを追求しすぎた不平等へのなげきである。]いずれも理想的な福祉社会のタイプではないが、前者は後者よりずっと近似的タイプであるといえることができるであろう。

### 5. 福祉増進のための課題

これまでの両国における比較分析のなかから、福祉増進のために、つぎのような分析指標をまとめることができる。

(1)社会福祉に対する価値観が確立しているか、一いかにえれば、自由と平等の原理のうち、いずれ強く追求する傾向にあるかということ。理想的福祉社会では、矛盾なく両者が調和し共存しているのである。

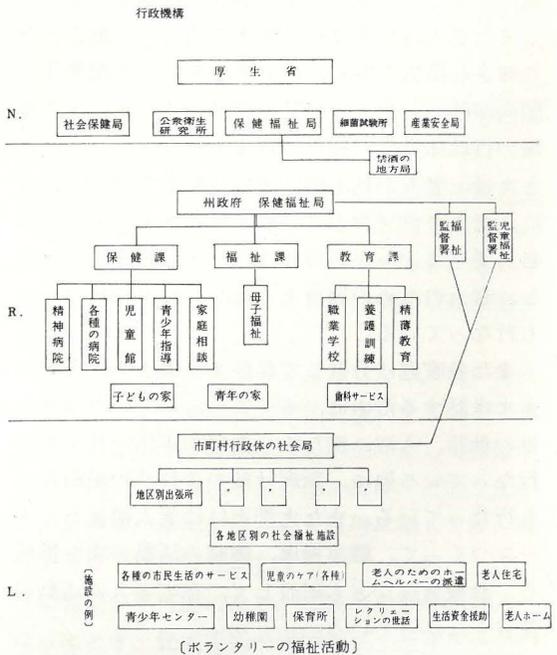
(2)行政機構と福祉サービスの実際活動がどのように関連づいているか。サービスの末端までその国の立法精神が生かされていて、しかも行政に民意が反映される組織ができていくかどうかということ。

(3)中央政府と地方行政体の一連の組織のなかで、予算配分のあり方が、高福祉の実現に傾斜しているが、国家の経済成長に傾いているかということ。理想的福祉社会では、これら両者のバランスのとれた予算配分が行なわれているのである。以上のあらゆる角度から比較分析を行なった結果、日本とスウェーデンとのいずれも理想的福祉社会の実現にはまだかなりの距離があるといわなければならないが、後者は前者よりずっと近似的地位にあるといえることができる。

最後に日本の福祉事業推進を阻害している重要

な要因のひとつとして、社会福祉職員の専門性の欠如を指摘しなければならない。スウェーデンではSocialhögskolanとよばれるソーシャルワーカー養成のための専門大学が五つあって、毎年8,000人近い専門家を世に送り出している。日本では約30の私立大学でソーシャルワーカーの養成を行っているか、いまだに専門職制が立法化されていない。まして民生委員、児童委員のようなボランティアワーカーは、専門的知識は全く乏しい。日本ではまず専門のソーシャルワーカーを養成するための教育制度の改革を急速に推進させなければならない。専門のワーカーの欠如は必然的に無知識の民間活動家に依頼することになるからである。

表 1. スウェーデンにおける福祉サービスに対する



## スウェーデン短信 Brief Note on Sweden

### 昨年度の消費者物価上昇率は6%

Swedish Consumer Prices Rose 6% Last Year

中央統計局の指数によると、1972年度のスウェーデンの消費者物価の上昇は6%であった。

この指数では1971年11月の261(1949=100)より16ポイント上昇して277ポイントであった。

12月間で、食糧価格は8.6%、住居・燃料・電力料は8.7%上昇した。衣服・靴下類は4.2%アップ。家具調度類も4.2%上昇、装身具・サービス料は5.4%の上昇であった。

主要消費支出項目のなかで最も上昇率の低かったのは、アルコール飲料とタバコの2%であった。

## 今問題になっている年金問題

Idags-Problem om Pensioner

顧問 小野 寺 信  
Makoto Onodera

## (1) ATPとAPの問題

ATP制度は施行されてから13年経って、始めて完全額ではないがとにかく本格的な支払が開始される。1972/73会計年度のATP受給者の数は約530,000名、うち約300,000名はAT受給者でもある。72/73会計年度のATPの支給総額は24億クローネ、1人当たり平均4,500クローネの勘定になる。1979年はATPの完全支給の年で、これを以て、ATPシスムの過渡期が終りを終りを告げ、1914年生れの人が始めてATPの全額受給者となるわけである。

年金問題は今日でも、老令年金調査委員会で、検討が続けられている。委員会の議論の中心は、年金支給年令の引き下げと、特別扱の問題である。その他、一般年金制度の中で、年金受給者の生活水準保障問題を取り上げることも併せて、委員会が考えている。

しかし、どれもこれも委員会にとっては、小さい問題ではない。歴史が示しているように、あらゆる年金問題は、政治関係ではダイナマイトになり得る。不用意に手をつけると、爆発する危険がある。年金受給者は、国会選挙を待って、ダイナマイトに点火するにきまっている。彼らの数は、1972年の初め1,428,000に達し、うち990,000名は老令年金受給者である。

(AP) + (ATP) + (私的年金システム) は、年金者によって最も望ましい姿である。私的年金システムは、労働市場のパートナーすなわち使用者側と労働者側が、この先も交渉をつづけるであろう。APとATPの間にはっきりしたつながりを欠くのは、スウェーデンの年金組織の欠陥である。州長官 Per Eckerberg氏が委員長となつて行った調査報告は、ATP+APが現役時代の所得の65%以上になるように、ATPシステムを組み立てるように勧告している。要するに、二つのシステムは一体になるべきものなのだということだ。ところが実際の制度では、APとATPは、それぞれ独立のシステムになっている。事実上二つのシステムが、一つの年金制度に総合されて、勤労者に現職時代の所得の、何%かが保障される

ことになるのだ。

このように、総合を欠くことから、いろいろな面で弊害が出て来る。1972/73会計年度の年金予算は93億クローネ、これに自治体の負担する年金者への住宅補助金11億5,000万クローネが加わる。この外、スウェーデンには、AP以外の所得のないもの、またはATPの額の著しく少ないものには、補足年金が支給される制度がある。これは過渡期には穏当な処理であるといえようが、将来のためのオーソドックスな解決法にはなり得ない。年金の不足を補うに足らない低収入なので、最低の生活水準の維持すら出来ない低所得者のために、最低生活を保障する総合年金制度の設定こそ、最も望ましい姿であつて、この最低水準は最低年金そのもの(1972年、独身もの7,029クローネ、夫婦もの11,218クローネプラス自治体住宅補助金)であるべきはずだ。

年金生活者の所得水準保障は、早くいえば、一種の温かいポテトのようなものである。たとえば、建設労働者の大きなグループは、ATPの天井すなわち最高ベースの7.5倍の金額48,000クローネに達して頭うちになる。その他一般実質労働賃金も今の足取りであがると、70年代に、労働者大衆のATPも限界を超えることになる。そのときは、ATPを基礎額(BB)の8.5倍まで引上げ、さらにその上、かつ、上限を自動的に引上げる方法が問題になるにきまっている。

Leon Rappaport氏は、その著「資本構成と人口動態」において、最高の年金点を持つ人たちは、毎年実質賃金が30年間、4%づつ上がる場合には、生活所得の18.5%乃至24%以上は、ATPで保障出来なくなると指摘している。

ATP計算の基礎額(Basbelop)が6,400クローネだと、今日の最高ATP額は24,900クローネ、これにAPを加算すると、年金所得は独身もので31,989、夫婦もので36,178クローネになる。これを別の言葉で表現すると、現在年収30,000クローネの工場労働者は、年金生活者になつても、今の実質所得を維持することができるということになる。なお、これについては、所得の高い方から15年分を集計して決定する年金点数(Pensionpoang)

システムで保証されていることも大変プラスになる。

今年金者の念願は、生活水準が、現役者の実質賃金の伸びについて増額されるような年金システムの制定である。このような年金水準保障システムの実現については、多くの疑問点がある。

このような自動調整システムは、現役者にとっては、いわば今すぐには余り痛痒を感じず問題ではない。こんなことにどれだけの犠牲を払うかは、結局彼等は自分たちに都合のよいように定めるにきまっている。話は一寸大袈裟だが、年金族がやっと100万台に手がとどきそうになったとき、現役族には400万が保障されたとする、両者の間の所得配分問題の解決は、手の下しようのないむずかしいものになるだろう。何れにしても今のよういろいろなグループが対立している状態では、超AP・ATP的年金システムを作ることは、容易なわざではない。

そこで問題だが、今のような年金システムで、年金族の所得水準を、常統的に上げて行けるだろうか。しかし、よく考えて見ると、これは絶対不可能事ではない。ただそれには、次のような前提条件が必要になる。

年金族は成る可く長い間、働かなければならない。

現在、現役族が負担している社会サービス費を、年金族が全額支払わなければならない。

貧困国が引きつづき、先進工業国から購入する製品やサービスと引合う価格で、自国の製品とサービスを輸出する。

年金年令調査委員会の仕事は、某程度の成果を収めるであろう。そしてその意見が建設的なものであれば、総合年金システムも生まれる可能性がある。

## (2) ITPの問題

LOとSAFの間で、年金管理会社設立案が練られているという。この会社の仕事は、いろいろ違った勤労者から、給料の約8.5%を集めることなのだ。集まった金は、管理経費を控除して、附加年金(Tillagsspension)として、分配される。

しかしこれから生まれる結果については、問題がある。というのは、これは輸出品を含む種の商品の値上りにはねかえり、そして今までと違った意味を持つ賃上げになるということなのだ。

新提案が採用されると義務的社会保険機構の数が6つに殖えることになるそうだ。そして、新旧さまざまな機関が同じような仕事をするくせに銘々ながしかの特別権限を主張して、同じ屋根の

下で一緒に仕事をしようとはしないだろう。

周知のとおり、組織されたホワイトカラー族はTPに類するものを、既に持っている。新しい提案はこれに対抗するための平等好みから来たものだ。しかし、新しいTPシステムを心から喜ぶのはどれだけの人だろうか。

もともと、ATP制定のときはつつましい老令者の消費要求を基礎にした実質的な年金が問題の中心であったはずだ。したがって、ATPにプラスして、ながしかの附加年金を貰うことになれば、決して悪くはないはずだ。しかし会社の負担する経費がTPではなく、そのままそっくり、余分に現役従業員の月給袋に入り、そして若いうちに使えるなら、大歓迎であろう。穀物をサイロに貯えることは結構なことだ。しかし、サイロの中にねずみが余り沢山入って来るようでは困る。食欲の旺盛なうちに、ねずみにやらずに、自分でもりもり食べてこそ、気持のよい飽満感が味わえるのだ。

今、クローネはよくない。ともかく当局が新しい特別強制保険として、クローネをじゃんじゃん集めて、集合経費(スウェーデンでは、Kollektiva Kostraderという言葉で使っているが、これは平等政策上福利厚生費を指すのである)の名義で湯水のように使ってしまう。しかしこれは、例えば40年先きに、今の20才代の人たちに、クローネはクローネでも今よりもっと悪いクローネを払うということになりはしまいか。

国民の決断を求める前に、LOもSAFもそしてもちろん政府当局も、経済的に頭を働かせて、想を練りまた管理費についても納得のいくようなプログラムを作り、特に今20才乃至40才クラスの人たちが、ITPとしてどれだけ実質的な価値を貰えるか計算し、それから案を公表する必要がある。その際、経費の増加については、あらゆる方面から詳しく検討し、併せて年金支給開始後の剰余金の個人的利用についても、十分考えておく必要がある。

## (3) AP基金

数年にわたる政争ののち実現したATP制度の大革新は、単に給料生活者の老後の経済的安全に大きく寄与するだけでなく、強力な集中貯蓄を構成する要素となった。給料生活者の年金資金を管理するAP基金は、全スウェーデン資金市場の20%以上を占める名実ともに最大の組織に生長した。今日ではAP基金はスウェーデンの全商業銀行よりも大きな貯蓄を擁する存在である。1972年5月、AP基金の管理する資金は506億クローネである。もし今後10年間この基金が存続すれば、蓄積金額

は1,700億クローネに達し、その規模は正にスウェーデン全GNPに相当することになる。

顧るに、AP基金は、1960年設定以来、10年を経過しただけに、かくも強力な資金集めの能力を発揮している。これは支払い面が、基金のうちのほんの一部を占めるだけで、貯える一方であるからだ。例えば1971年には、年金者に払出した金額は、17億だけであるが、これに対して使用者からの拠出金は70億にも達している。

これは一面から見ると、毎年巨額に上る金額が、AP基金から貸し出されていることになるのだ。AP基金の規定によると、危険な貸し出しは固く禁止され、貸し出し先には確実なものだけが選ばれる、いわゆる厳重な選択融資なのだ。今までの実績によると、AP資金の半分は国の住宅投資に融資され、残りは経済界、自治体および国への貸し出しに使われている。

ところが、AP資金の運用について、いつも問題になることがある。それはAP資金で買い込んだ公私債をめぐる問題である。これにはAP資金が利益を生むだけでなく、この国の最大の資金集めの力を権力として行使せよという見方があることだ。

この問題は、1971年12月から大きく取り上げられるようになった。というのはLOがAP基金を私企業の株式取得に利用せよとの要求を政府に提出したことである。これはやがて給料生活者が財政面の覇権を握ろうとする魂胆とも見られる。LOの委員長Arne Geijer氏は、AP資金を以て私企業の株式を取得するために、AP基金規定の改正案を1972年の国会に提出するように、Palme首相とStrang蔵相にこうもとられる書面をつきつけている。なおその上LOは、AP基金の管理機構において、給料生活者の努力が過半数を占めるように工作しているようだ。

しかし、LOのこの芝居の背景になったGeijer氏の本当の腹づもりは、いきなりAP基金を以て、私企業を社会の所有に帰せしめようというのではなく、先ずAPの資金でスウェーデンの工業力を強化しようとする趣旨であることは、注目に価するところである。いわばLOは、とりあえず先ず資金の5%すなわち約25億クローネを私企業の株式取得に当て得るように、規定改正することを提案しているだけである。なおLOは、個人企業の株式を取扱うために、特殊な投資会社を設立し、大企業の経営陣に、この特殊投資会社の代表を送り込むことを考えているが、これは第二段目の仕事であろう。

このLOの筋書を書いたAP劇が、活発なAP基金論を喚び起すきっかけとなった。政府はとりあえず、資本市場調査会に至急に意見書を提出するように命令した。株式市場は新鮮な資金の導入で、株価の上げ下げを刺激する見通しがつくので、欣喜雀躍した。しかし金融の方では、AP資金は普通銀行の手を通すのがよりよい方法と見ている。

LO側の提案に端を発したAP論議に対する一つの反響は、産業界の反響であった。産業界としてはもちろん、AP資金が、ますます広い範囲で経済界に流れ込んで、新しい事業に融資されることを望んでいるが、同時にAP資金の導入が、社会的統制乃至は勤労者集団の利益の追及への権利推移につながることを警戒している。

ともあれ、AP基金設立以来、産業界はこの基金の急速な生長に一種の潜在的脅威を感じているのは事実である。というのはAP基金の資金を以て、私企業の主なる部分を社会化することが可能であるからだ。そしてLOの提案が、もともと私企業の社会化構想を持たないにしても、多くの企業が恐れをなし、すでに自分たちで株を買って持っている。LO+APで株の買占めが行われる前に、彼らは最早や躊躇するわけにはなくなったのだ。

#### (4) ATPは神聖な手

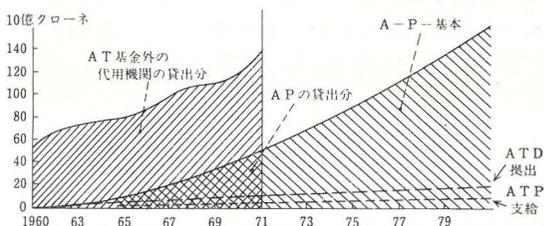
実はこれについては、1965年の総選挙に、右党が、AP基金が私企業社会化の脅威であると唱え、選挙戦に利用した前例がある。そして企業の基金への拠出金は、給料生活者の年金支払いのために必要最小限度に止めるべきだというのは、右党側の主張であった。

しかし右党の主張は、スウェーデン大衆を説き伏せることが出来なかった。そして結局、右党もATPは神聖な手であることを、この選挙戦で思い知ったのであった。

なるほど、ATPはスウェーデンの生活安定のシンボルであって、政治的に手を触れることの出来ない存在である。ところが今度は、LO側がこれに手を出したのである。所詮は大波瀾をまねがれまいというのが、スウェーデンの識者の見方である。

#### (5) AP基金生長の見とおし(附図)

1971年1年間だけで、基金は83億クローネ殖えた。年間の受取り利益だけで、ATP(早期受給者だけ)の支払いとAT基金の管理費を賄い、余分を積立基金の外に廻し得るだけの余裕を持っている。勿論使用者の拠出は全部積立基金として金庫に眠っているわけにはいかないのだ。



## ≡日瑞基金派選研究員のたより≡

### Letter from Two Scholarship Scholars of Japan-Sweden Foundation

川瀬洋一氏は現在京都大学原子炉実験所文部教官助手で物理学科を専攻する理学博士であって、昨年3月に渡瑞され、1ヶ年間の予定で中重原子核の核分光学的研究に専念され近々に帰国される。

山添昇氏は現在九州大学工学部助教授で応用化学を専攻する工学博士であって、昨年4月渡瑞され、2ヶ年間の予定で錯体触媒反応に関する研究に専念されている。

## (1) 私の見たスウェーデン

### Sweden That I Saw

川 瀬 洋 一  
Yoichi Kawase

スウェーデンは、その美しい自然、森と湖と白夜に代表される北欧の幻想的な国土と共に、高度に福祉化された美しい人間関係においても、いわば一つの理想境を築いていると言っても過言ではあるまい。更に、自然科学においても、スウェーデンは常に高い水準を保ち、特に原子核物理を専攻する私にとっては、スウェーデンにおける核分光学的の現状、巨大科学ではなくて、ユニークな発想に基づき独創的な研究形態をつぶさに観ることは、この上ない魅力なのである。

折も折、日瑞基金のお世話で1年間の滞在が許されることになり、逸る思いを押えて、家族共々この人口3万の小さな街ニーシェピングにやって来たのは、まだ冬の寒さが残る3月の初めだった。

私達が落ちついたアパートは原子力研究所が客員研究員のために借り切っているもので、大抵の家具は備えてあるので、私達のような短期逗留者には買い揃えたり後始末をする煩わしさがなくて好都合である。街の中心に近く便利なところに位置するので、主に老人夫婦が住むように配慮され、若い人達は郊外の団地に居るため、2歳に満たない娘は、遊び相手がなくて少々不満のようであった。

研究所は街から25キロ程離れた静かな入江に面し、森の中に原子炉棟その他の建物が点在している。研究者1人当りの部屋の専有面積はかなり余裕があり、大きい部屋を与えられた私は、1部屋に10人も人間がひしめく日本の過密から解放されたと1国1城の主にもなったような満足感にひたった。研究費はそれほど豊かではないが、限られた範囲でいかに有効に活用するかを模索し、常に開発の先駆者たらしめんとする思考には、私の想像していた以上のものを感じた。私は幸か不幸か一連のプロジェクトが完成され、核分裂生成物の質量分離器が稼動を始めた直後に来たため、建設の詳細を見ぬまま、直ちに新しいデータの収集に専念した。研究室の窓から展望される青く澄み切った

バルト海が、文献の活字に疲れた私の眼を癒してくれた。

ようやく永い冬に終りを告げ、白樺が緑を取り戻し、ビットシッパと呼ばれる小さい白い花があたり一面を覆い尽す頃、湖水はぬるんで人々が日光浴に訪れるのを待つ。私達も、太陽が最も長くこの国土を照らす数日を友人の別荘に招かれた。

人々は、電灯もなく飲料水も満足にない、文化的と言われる生活からはおよそかけ離れた森の中の一軒屋で、昼間は種々のゲームに興じたり、駆足、縄飛びに汗ばむと湖水に飛び込み、夜は、ローソクの灯を囲んでコーヒーを飲みながら団欒の一時を過す。国民の80パーセントに近い人々が、何らかの形でこういった数週間を享樂する。他に特別の娯樂設備を持つことをせず、自然に解け込んだ生活を大切にしている。街の近くにも、多くの湖水浴場が完備されているが、水が冷たいせいか泳ぐ人はまばらで、ただ草の上で日光浴を楽しむ人が多い。永い冬のために、太陽のエネルギーを体内に貯えるためであろうか。

再び、自然科学の問題に戻れば、財政上の理由から独自に巨費を要する大加速器を建設することはせず、他国と共同で使用する形態を取り、その一部としてかなりの成果を上げていることは、得られる知識が人類の共有財産であることを考えると当然と言えるかも知れない。又、研究体制の中では各人の分担が明確化され、各分野で各々の責任を全うする精神は、日本における研究組織内の複雑な人間関係を想起すると、羨望に近いものを感じる。研究者の身分は年毎に更新され、その制度の是非は直ちに結論されるものではないが、若い研究者には運用の面で熟考を要するのように感じた。

わずか1年の内にすべて見尽すことは、言語の困難さもあり不可能である。私はいつの日か再びこの国を訪れようと秘かに誓った。

## (2) ストックホルム雑感

Miscellaneous Thoughts in Stockholm

山 添 昇  
Noboru Yamazoe

首都を見てその国を判断するなどよく云われる。しかし、ストックホルムでの限られた経験しかもたぬ者にとっては、それを通してしかスウェーデンの印象を語れない。いわばかい間みた印象がひどく間違っていないことを願うだけである。

人の溢れた日本の町から、この国とくにストックホルムの町にはいったときにうける第一印象は、自然とよく調和したやや女性的な町の美しさである。大小の島を結んでできあがったストックホルムは、海や湖や森に恵まれた地形を最大限に生かしながら拡大しつつある。人口約百万弱、小規模な都心部を抜けると森や湖、緑地がひろがり、そのところどころにアパート群や1戸建て住居の集落が点在している。森の中の散歩道では、ランニングに励む若人をよく見かけるし、夏ともなればヨットをみながらの散策を楽しむことができる。この町では、まわりの自然が一大公園となっており、各所にある町中の公園はむしろ副次的な役割しかはたしていないようである。

このような町づくりが、地形や、人口が比較的少ないといった条件に恵まれていたにせよ、自然発生的になされたものでないことは注意する必要がある。そこにはやはりスウェーデン的な要素がうかがわれるように思われる。

第1には強い計画性があげられる。聞くところでは、ストックホルム市のマスタープランは30年を基準に考えられており、それに沿って5年なり10年なりの小計画がたてられている。現在つぎつぎに建設の進んでいる住宅地は、約5年前に計画されたものであり、一方、1985年に完成予定のある地区の住宅地プランが先日新聞に発表されている。このようなシステムは、スピードという点に欠け、急激な社会変化に追従できないうらみはあるものの、一つの計画を時間をかけて検討することによって、より理想的なものに練りあげることが可能にするという利点をもっている。

第2は、環境を変えることに対する種々の規制

である。家屋の建設、改造はもとより、壁のぬりかえ、樹木の伐採にいたるまで、手続きを踏んで当局の許可を得なければならない。それら諸規制のなかでもっとも重要なのは、土地の自由売買が殆んど禁じられていることである。ストックホルム市内の大部分の土地が市の管理下にあることともに、これは、土地投機屋の暗躍を完全に抑えている。開発計画のなかで投機屋がいかにかげになるかは、日本人なら痛感しているはずである。

第3は、環境維持のための財政的裏付である。卑近な例であるが、道路のごみにしろ、公德心の問題ではなく、いかに多くのごみ箱をを設置し、清掃人夫を投入するかの問題である。ストックホルムを歩いて最もよく目につくのは、要所要所に設置されたおびただしい数のごみかごである。

第4の要素としてスウェーデン人の合理主義をあげたい。おそらく、計画社会における種々のややもすればわずらわしい諸規制を受け入れ、高税負担のなかから環境整備のための支出をみとめるのは、結局はそれが合理的だからという判断から発している。この合理主義精神こそは、前記三要素を可能にし、ささえている精神的基礎になっているように思われる。この1年スウェーデン人と接触して得た最も強い印象の一つは、ときにはしたたかとも云える合理主義である。紙面の余裕がないので学生パーティの例だけあげよう。パーティでは、全体で楽しむというより各自が勝手にふるまって楽しむ傾向が強く、飲みものは好みのものを各自が持参するのが普通である。たまに共通のものを飲むときでも、飲んだ量を一々チェックし、あとで細かく計算して清算するのである。このような合理主義は、良し悪しは抜きにして、私のような普通の日本人には本当に理解することの困難な、ときとしては神経にさわるもののようなものである。この地に来てノイローゼになった日本人の話を2、3聞くが精神的風土の違いはやはり大きいと思われる。

## ブロンドの後姿

大使館勤務 山 本 里 子  
Satoko Yamamoto

寒い風の吹き抜けるストックホルムのオフィス  
蚕から長いコートの衿を立てて、ブロンドの若い  
女性が足早やに立ち去ってゆく頃、スーパーマー  
ケットの中は、閉店間ぎわに駆け込んで来るOL  
達で急に賑う。焼き立てのパンや、ブドウ酒、野  
菜、果物等をかごに入れてレジへ近づきながら、  
冷蔵庫の中味をもう一度思い出す。支払いを済ま  
せると、逃げる様に、静かなアパート群の中に消  
えてゆく。

小ざっぱりしたアパートの部屋に灯がともると、  
買ったてのパンの端をチョップリつまみながら、  
缶詰を開ける。ポテトや、盛合わせた肉料理に少  
々手を加えてオープンに入れ、生野菜は盛って冷  
蔵庫に入れておく。ほっと溜息をついてシャワー  
を浴び、石けんの香をひと時楽しむ。歌を口吟み  
7時のニュースを聞きつつ身仕たくをととのえ  
ると、もう一度小さな台所で、グラスやナプキンを  
用意して一段落。

そのうち彼女の仲間達がドアを叩く。「ヘイッ  
Hej!」と言い合ううちにもう話がはずみ始める。  
皆と共にグラスを重ね、音楽や政治、文学や夏の  
計画等話題はつきない。

食卓に皆が揃う頃、無造作に着たブラウスの色  
がローソクの明かりで浮かび上がり、彼女の頬を  
一段と光らせる。缶詰のなま魚や、サラダを皆が

とり分け、オープンから煮えたての肉をとり出し  
て来ると、ささやかでも、部屋中に暖かさが行き  
わたる。

どこにでも見られる気のおけない同志の集まり  
である。レストランは高くつくし、外は寒く、人  
ごみを嫌うスウェーデンの人々の質素でも健康的  
な社交場なのだ。ごく普通の事務員でも、彼女の  
この変身ぶりは、何とも気持が良い。人手不足の  
職場で、実に事務的、合理的に実務を処理した後  
は、自己の時間を大切に人と積極的に接する  
機会をつくってゆく。どんな話題にも交わるた  
めに常に知識欲を持ち、コックさんから、室内装  
飾、ファッションに至るまで、ごくあたりまえに、  
さらりとこなしてゆく。肩をはって「今日は、お  
客様だから」といって忙がしがる必要はない。こ  
んなところにスウェーデンの女性の経済的、精神  
的に真に独立している底力を、感じる。

「御見合い制度も無く、「女だから」という甘  
えの通用しない世間に、一人の人間として、そし  
てやはり女としての持ち味を失なわずに生きなけ  
ればならない彼女達。

社会福祉国家が、自由という甘い香を振り撒く  
中で、「独立」という辛さを身を持って知っている  
のは、スウェーデンの女性だと思ふ。

## スウェーデンに関する昨年度の著書・論文

Materials on Sweden Printed in 1972

高 須 裕 三

- 「福祉国家の失業問題——とくに70年代のスウェーデンについて」 「経済集誌41巻3・4合併号」  
Unemployment Problems in Welfare States  
「スウェーデン労働組合の組織・現状・動向」 「社会政策学会年報第17集」  
Swedish Trade Unions-their Systems, Situations and Trends-  
「北欧性社会学の新動向」 「現代性教育研究 創刊号」  
The new Trends of Sex-Sociology in Scandinavia

- 「70年代のスウェーデン」 Sweden in '70s 「企業と厚生福祉 4号」
- 「国連人間環境会議の世界史的意義」 The World-Historical Meaning of UN Human-Environment Congress. 「技術と経済 Vol.6, No.5」
- 「高福祉社会での大規模スト」 Big-scale Strikes in an Advanced Welfare State 「季刊 労働法 No.84」
- 「福祉国家の理念——とくに70年代における——」 The Idea of welfare State, especially in '70s. 「革新 6月号」
- 「スウェーデンの社会福祉政策」 Social Welfare Policies of Sweden 「学術月報 Vol.25, No.6」
- 「スウェーデンの社会保障」 Social Security of Sweden 「私学共済 9月号」
- 「身体障害児に開かれた教室」 School Rooms opened to The Handicapped Children 「朝日新聞 3月17日号」

中 嶋 博

- 「スウェーデンにおける教育の変革」≡教育新時代≡第51号 昭47. 2
- 「スウェーデン大学序:スウェーデンにおける大学の合理化と民主化」(翻訳) 国立教育研究所高等教育総合研究中間資料 No.19 昭47. 3
- 「スウェーデン全学連:スウェーデン全国学生組合連合一その組織と活動一」(翻訳) 国立教育研究所高等教育総合研究中間資料 No.19 昭47. 3
- 「福祉国家スウェーデンの児童福祉の歴史と現状」 「厚生ジャーナル」 Vol.3. No.5 昭47. 5
- 「トールステン・フセーン:スウェーデンにおける社会研究の二十年—教育学の場合—」(翻訳) スウェーデン社会研究所 資料第14号 昭47. 6
- 「スウェーデンの老人とその教育—生きがいを求めての学習—」 平田富太郎編『スウェーデンの老人と福祉』所収 昭47.12
- 「北欧における就学前教育の特色と動向—スウェーデンを中心として—」 学会発表: ≡日本比較教育学会会報≡第8号 昭47.12
- 「北欧における就学前教育の動向—スウェーデンを中心として—」 日本比較教育学会 第8回大会 昭47.6.9

松 本 浩太郎

- 「スウェーデンの年金」企業年金ノート(大和銀行) 47年7月号 pp1-3
- 「五万円年金」週刊新潮 47.10.14 p25
- 「過去勤務年金の採用を」日本経済(夕刊) 47.12.16 p7
- 「各国の年金制度(スウェーデンの巻)」月刊農林年金 47.12月号 pp6-9
- 「スウェーデンの年金制度—現代年金学シリーズⅥ—」千葉商大論叢第18号. B 47.11月号 pp22-43
- 「スウェーデンの年金制度」日本経済研究センター 第180号 47.12.15 pp52-53
- 「スウェーデンの年金制度」スウェーデン社会研究所月報Vol.4 No.12 pp7-9
- 「年金の年を迎えにあたりて—福祉国家巡礼日記より—」保険評論 48.1月号 pp70-75
- 「スウェーデン訪問記」松本ゼミナール機関誌 47.11月号 pp1-2

菊 池 幸 子

- 「The Role of Public Authority for Social Welfare—Comparative Study between Sweden and Japan」 (ストックホルム大学紀要にけいさいのものの Copy)
- 「老後の不安のない北欧—スウェーデンの年金制度」。革新29号, 1972年12月号にけいさい (民社党中央理論誌委員会発行)
- 「スウェーデンの青年達—男女同位・現実的思考・主体性」道No.16にけいさい。(富士社会教育センター発行)
- 「性の解放を实践するスウェーデンの若ものたち」青少年問題第20巻第1号にけいさい (財団法人青少年問題研究会発行)

# 「ラテン・アメリカの研究」

監修 西村光夫

世界経済調査会

# 「新しい自由社会の展望」

西村光夫 編  
西山干明

ダイヤモンド社

## 活動メモ

- 1.10 社団法人日瑞基金の設立を外務省許可す。
  - 1.13 研究所月例総合委員会開催され、新段階のスウェーデンを解明する論文集の出版と本年度の8種の研究会開催を決定す。
  - 1.27 老人問題研究会開催す(年金問題一発表者 松本浩太郎千葉商科大学教授)
  - 1.30 研究所月報本年度第1号を発行す。
  - 2.3 福祉指標比較研究打合会を開催す。
  - 2.6 スウェーデン福祉国家調査視察記念論文集の出版につき、東京神田至誠堂出光社長と協議し、出版の承諾を得た。
  - 2.17 視察団記念論文集出版の第2回打合会を開催す。
- 研究所月例総合委員会を開催し、研究会の運営

に関する協議等を行った。

2.26 フジテレビの百瀬千又氏撮影の「岐路に立つスウェーデン福祉社会」およびスウェーデン大使館提供の「年金受給者ヨハン・エックベリ氏の日」の映画観賞と、百瀬千又氏を囲んだスウェーデンの福祉問題懇談会を六本木スウェーデン・センターにおいて開催したが、スウェーデン社会研究所の会員その他のこれらの問題に造詣の深い60余名の方々の参集を得て、盛会且つ有意義に終始した。

2.27 視察団記念論文集出版の第3回打合会を、至誠堂出光社長を囲んで丸の内日本クラブにおいて開催した。

2.28 外務省欧亜局藤本西欧2課長および経団連総務部佐々木調査役方を永田町南甫園に招いて、社団法人となった日瑞基金の今後について懇談した



## 成文堂

振替 東京 93491

# スウェーデンの老人と福祉

平田 富太郎 監修  
スウェーデン社会研究所編

B6判/価6000円

世界の現象として、経済的な豊かさや近代医学の進歩は、必然的に高齢者層の増加を招来している。従ってその福祉対策も併行して各国とも政策綱領として掲げ、鋭意その充実に力を注いでいる現状である。わが政府も高齢者の福祉につき積極的姿勢で種々の施策を講じつつ、あるが、いまだしの感なきにしもあらずといわねばならない。この時機にあたり、斯界の権威の監修によりそれぞれ専門分野から選ばれた執筆者の共同研究によって、先進スウェーデンの老人福祉をとりあげたことは特に意義深いものがある。

### 〈主な内容〉

- 序 文 西村 光夫
- 第一章 北欧諸国の福祉行政の理念と構造 平田 富太郎
- 第二章 スウェーデン人口問題の基礎構造 岡野 加穂留
- 第三章 スウェーデン人口問題の基礎構造 高須 裕三
- 第四章 経済福祉と老人福祉 丸尾 直美
- 第五章 広範な年金制度 松本 浩太郎
- 第六章 付加年金制度(ATP)創設の経緯 小野寺 百合子
- 第七章 老人福祉の諸制度 小野寺 百合子
- 第八章 老人と同居問題 永山 泰彦
- 第九章 快適な住宅の確保 中嶋 博
- 第十章 老人とその教育 中嶋 博
- あとがき 松本浩太郎・中嶋 博

## 社会政策問題

平田富太郎著 (近刊) A5判/予価18000円

## 社会政策研究

広崎真八郎著 A5判/価13000円

## 現代の社会保障

末高 信・安井信夫共著 B6判/価7000円

東京・新宿・早稲田鶴巻町441/電話(203)9201代 図書目録贈呈